

# 九州中学校体育大会における複数校合同チーム編成規程

## 1 趣 旨

学校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、それぞれの校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成し、大会に参加できるようにすることを目的とする。

このことは、少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えようとするものであり、勝利至上主義を第一の目的とする合同チームは適用されない。

## 2 条 件

- (1) 地区内で編成するものとし、合同が適正であると地区中体連会長、県中体連会長が認めた場合に限る。
- (2) それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- (3) 合同チームは個人戦を行わない団体競技（6競技）とする。  
出場最低人数は次のとおりとし、この人数を下回った場合のみ合同チームを編成できる。  
バスケットボール（5） サッカー（11） バレーボール（6）  
ハンドボール（7） 軟式野球（9） ソフトボール（9）  
※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り・学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。  
（前年度九州大会以降に複数合同チームの実績があるものについては、当年度についても、都道府県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して九州大会に参加することができる。）
- (4) 合同チームの引率・監督は当該校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者とする。但し、やむを得ない場合は、校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認める。
- (5) チーム名は校名連記とし、入賞した場合、表彰状は連記でそれぞれの学校に授与する。
- (6) ユニホームについては、チームとして統一したものとする。校名連記の表示は義務付けない。（但し、軟式野球・ソフトボールはこの限りでない）

## 3 参加申込手続き

該当校の校長が承認の上、代表校長が各県中学校体育連盟を通じて行う。

※ 附則 本規程は、平成15年2月13日に制定。平成15年度九州中学校体育大会より適用する。なお、平成15年度、平成16年度を試行期間とする。

- 平成29年2月17日一部追加 [2-(6)]
- 平成30年6月19日一部改正 [2-(4)]
- 令和4年2月22日一部改正 [2-(3)・(4)・(6)]
- 令和5年2月15日一部改正 [2-(3)・(4)・(6)]
- 令和7年4月11日一部改正 [2-(4)]